

# 平成 30 年第 3 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	P 1
2	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）	P 1
3	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	P 3
4	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	P 3
5	平成 29 年度さくら市一般会計決算の認定について	P 4
6	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 5
7	平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定について	P 6
8	平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	P 6
9	平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 6
10	平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 7
11	平成 29 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 7
12	平成 29 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 8
13	市道路線の廃止について	P 8
14	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 9
15	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 9
16	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 9
17	平成 29 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 10
18	議案説明資料 参照法令等	P 11
19	さくら市部設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 15

番号	項 目 名	ページ
20	さくら市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 16
21	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 17
22	さくら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 18
23	さくら市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 22
24	さくら市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 24
25	さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34
26	さくら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 36
27	さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
28	さくら市市道廃止調書	P 42

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件、予算 3 件、決算 8 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、本市下水道事業について、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、地方公営企業法の規定に基づく公営企業会計を適用することに伴い、下水道事業に関する規定等を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 6,286 万 9 千円を追加し、

予算の総額を 188 億 9,944 万 4 千円とするものであります。

まず歳入の主なものは、14 款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 486 万円を追加、社会資本整備総合交付金 1,375 万円を減額、18 款繰入金で、観光交流施設整備基金 2,000 万円、19 款繰越金で、前年度繰越金 459 万円、21 款市債で、市道整備事業債 2,470 万円、鬼怒川河川公園整備事業債 1,100 万円、氏家駅西近隣公園遊具更新事業債 870 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2 款総務費で、マイナンバー制度導入事業費 486 万円、市税等過年度収入還付金及び還付加算金 1,000 万円、3 款民生費で、子ども・子育て支援事業計画策定事業費 372 万 6 千円、6 款農林水産業費で、総合交流ターミナル施設維持管理事業費 2,376 万円、10 款教育費で、非常勤講師活用事業費 325 万円、小学校施設補修整備事業費 554 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債の補正は、鬼怒川河川公園整備事業債ほか 1 件を追加、市道整備事業債の限度額を変更するものであります。

議案第 3 号は、平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 250 万 1 千円を追加し、予算の総額を 42 億 1,196 万 9 千円とするものであります。

歳入では、12 款繰越金で、前年度繰越金 250 万 1 千円を追加、歳出では、10 款諸支出金で、療養給付費交付金返還金 250 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 4 号は、平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,155 万 4 千円を追加し、予算の総額を 31 億 413 万 7 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、事務費繰入金 93 万 3 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 1,062 万 1 千円を追加、歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 93 万 3 千円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 1,062 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

次に、平成 29 年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 5 号は、平成 29 年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入 193 億 3,987 万 3,640 円、歳出 177 億 3,806 万 4,672 円、歳入歳出差引額 16 億 180 万 8,968 円となりました。

歳入の主なものは、1 款市税 70 億 6,031 万 3,103 円、10 款地方交付税 25 億 2,304 万 6 千円、14 款国庫支出金 22 億 3,979 万 2,924 円、15 款県支出金 20 億 2,504 万 4,302 円、19 款繰越金 16 億 7,863 万 2,638 円、21 款市債 11 億 1,240 万円などであり

ます。

歳出の主なものは、2 款総務費で、駅前交流拠点整備事業 1 億 3,436 万 1 千円、3 款民生費で、介護給付・訓練等給付事業 6 億 2,137 万 5,320 円、児童手当支給事業 7 億 9,677 万 2,705 円、4 款衛生費で、定期予防接種事業 1 億 1,461 万 5,355 円、6 款農林水産業費で、強い農業づくり交付金事業 2 億 7,688 万 3 千円、畜産クラスター事業 5 億 3,557 万 6,548 円、7 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 6 億 175 万 503 円、8 款土木費で、市道 K1010 号線他 2 路線道路改良事業 3 億 1,600 万 8,480 円、公共下水道事業特別会計繰出金 4 億 7,909 万 1 千円、9 款消防費で、塩谷広域行政組合消防費負担金 5 億 4,831 万 8 千円、10 款教育費で、非常勤講師活用事業 9,536 万 8,218 円、喜連川高校跡地管理及び整備事業 9,270 万 4,219 円などであります。

議案第 6 号は、平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計では、歳入決算額 4 億 5,820 万 9,272 円、歳出決算額 3 億 3,739

万 5,903 円、歳入歳出差引額 1 億 2,081 万 3,369 円となりました。

議案第 7 号は、平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

公共下水道事業特別会計では、歳入決算額 12 億 6,599 万 4,022 円、歳出決算額 11 億 3,245 万 9,320 円、歳入歳出差引額 1 億 3,353 万 4,702 円となりました。

議案第 8 号は、平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてであります。

農業集落排水事業特別会計では、歳入決算額 4,980 万 4,642 円、歳出決算額 4,308 万 2,193 円、歳入歳出差引額 672 万 2,449 円となりました。

議案第 9 号は、平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計決

算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計では、歳入決算額 53 億 4,172 万 6,967 円、歳出決算額 48 億 6,640 万 6,520 円、歳入歳出差引額 4 億 7,532 万 447 円となりました。

議案第 10 号は、平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 4 億 195 万 3,637 円、歳出決算額 3 億 9,773 万 1,010 円、歳入歳出差引額 422 万 2,627 円となりました。

議案第 11 号は、平成 29 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計では、歳入決算額 29 億 6,699 万 6,462 円、歳出決算額 27 億 6,594 万 3,309 円、歳入歳出差引額 2 億 105 万 3,153 円となりました。

以上が、平成 29 年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の

概要であります。

議案第 12 号は、平成 29 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

平成 29 年度の水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、平成 29 年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 13 号は、市道路線の廃止についてであります。

本案は、主要地方道那須烏山矢板線の道路改良事業により機能が停止した道路の市道路線を廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分したので、同法の規定により報告するものであります。

報告第 2 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 3 号は、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 4 号は、平成 29 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（決算）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4～6 略

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならぬ。

3 略

### ◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならぬ。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならぬ。

5～7 略

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならぬ。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならぬ。

3・4 略

### ◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）（抄）

(健全化判断比率の公表等)

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健

健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第1項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

- 2 略
- 3 第3条第2項から第7項までの規定は、資金不足比率について準用する。

## ◎ 道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 略
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## ○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 略

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(3) 略

2～5 略

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

#### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市部設置条例(平成17年さくら市条例第5号)(第1条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部_____を置く。</p> <p>総合政策部 市民福祉部 産業経済部 建設部</p> <p>_____</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部_____の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～建設部 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部<u>及び事務所</u>を置く。</p> <p>総合政策部 市民福祉部 産業経済部 建設部</p> <p><u>上下水道事務所</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部<u>及び事務所</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～建設部 略</p> <p><u>上下水道事務所</u></p> <p>(1) <u>下水道に関すること。</u></p> <p>(2) <u>農業集落排水に関すること。</u></p> <p>(3) <u>合併処理浄化槽補助に関すること。</u></p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員定数条例 (平成 17 年さくら市条例第 29 号) (第 2 条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 26 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 19 条及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、市長、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)並びに教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。)及び学校以外の教育機関の職員並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)に基づく水道事業及び同法の規定を適用する下水道事業に常時勤務する企業職員(特別職の者及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 5 項の規定により臨時的に任用される者を除く。)の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>300 人</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公営企業法に基づく水道事業及び同法の規定を適用する下水道事業に従事する職員 <u>23 人</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 26 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 19 条及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、市長、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)並びに教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。)及び学校以外の教育機関の職員並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)に基づく水道事業_____に常時勤務する企業職員(特別職の者及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 2 項の規定により臨時的に任用される者を除く。)の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>308 人</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公営企業法に基づく水道事業_____に従事する職員 <u>15 人</u></p> <p>2・3 略</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例(平成17年さくら市条例第50号)(第3条関係) (1/1)

改 正 案	現 行												
別表第2(第3条の2関係) 等級別基準職務表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td>                             部長の職務  <hr style="border: 0.5px solid black;"/>                             議会事務局長の職務                              教育次長の職務                              会計管理者の職務                              参事の職務                         </td> </tr> </tbody> </table>	等級	基準となる職務	略	略	7 級	部長の職務 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 議会事務局長の職務 教育次長の職務 会計管理者の職務 参事の職務	別表第2(第3条の2関係) 等級別基準職務表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td>                             部長の職務                              上下水道事務所長の職務                              議会事務局長の職務                              教育次長の職務                              会計管理者の職務                              参事の職務                         </td> </tr> </tbody> </table>	等級	基準となる職務	略	略	7 級	部長の職務 上下水道事務所長の職務 議会事務局長の職務 教育次長の職務 会計管理者の職務 参事の職務
等級	基準となる職務												
略	略												
7 級	部長の職務 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 議会事務局長の職務 教育次長の職務 会計管理者の職務 参事の職務												
等級	基準となる職務												
略	略												
7 級	部長の職務 上下水道事務所長の職務 議会事務局長の職務 教育次長の職務 会計管理者の職務 参事の職務												

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 使用月 農業集落排水処理施設使用料徴収の便宜上区分されたおおむね 1 月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>企業管理規程</u>で定めるところによる。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第 4 条 処理区域内に居住する世帯主、処理区域内にある建築物の所有者若しくは管理者又は処理区域内で事業を営む者で農業集落排水事業加入同意者は、排水処理施設の供用が開始されたときは、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第 5 条 排水設備は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより排水処理施設に固着させなければならない。</p> <p>2 排水設備の排水管の内径は、100 ミリメートルとし、その勾配は、100 分の 1 以上とする。ただし、<u>管理者</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第 6 条 排水設備の新設、増築又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめその計画が下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条第 3 項に定める排水設備の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認を受けた者が確認に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 使用月 農業集落排水処理施設使用料徴収の便宜上区分されたおおむね 1 月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u> _____ で定めるところによる。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第 4 条 処理区域内に居住する世帯主、処理区域内にある建築物の所有者若しくは管理者又は処理区域内で事業を営む者で農業集落排水事業加入同意者は、排水処理施設の供用が開始されたときは、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>市長</u> _____ が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第 5 条 排水設備は、<u>規則</u> _____ で定めるところにより排水処理施設に固着させなければならない。</p> <p>2 排水設備の排水管の内径は、100 ミリメートルとし、その勾配は、100 分の 1 以上とする。ただし、<u>市長</u> が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第 6 条 排水設備の新設、増築又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめその計画が下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条第 3 項に定める排水設備の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、<u>市長</u> の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認を受けた者が確認に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u> の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 <u>管理者</u>は、前 2 項の規定に違反して排水設備の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、同項の規定による確認を受けさせるものとする。</p> <p>(排水設備の工事の施工)</p> <p>第 7 条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者</u>が排水設備の工事について技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第 8 条 排水設備の新設等を行った者(以下「設置者」という。)は、その工事が完了した日から 5 日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の検査をした場合において、当該工事が第 6 条第 1 項に定める基準に適合していると認めるときは、当該設置者に対し、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(排水設備についての指示)</p> <p>第 9 条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、設置者に対して排水設備の改修又は適当な処置をするよう指示することができる。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第 11 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 <u>管理者</u>は、農業集落排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(汚水量の認定)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して<u>管理者</u>が認定するこ</p>	<p>3 <u>市長</u>は、前 2 項の規定に違反して排水設備の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、同項の規定による確認を受けさせるものとする。</p> <p>(排水設備の工事の施工)</p> <p>第 7 条 排水設備の新設等の工事は、<u>市長</u>が排水設備の工事について技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第 8 条 排水設備の新設等を行った者(以下「設置者」という。)は、その工事が完了した日から 5 日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の検査をした場合において、当該工事が第 6 条第 1 項に定める基準に適合していると認めるときは、当該設置者に対し、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(排水設備についての指示)</p> <p>第 9 条 <u>市長</u>は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、設置者に対して排水設備の改修又は適当な処置をするよう指示することができる。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第 11 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 <u>市長</u>は、農業集落排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(汚水量の認定)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して<u>市長</u>が認定するこ</p>

改 正 案	現 行
<p>と。</p> <p>2 前項第 1 号の場合において、2 以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(汚水量等の申告)</p> <p>第 14 条 製氷業その他の営業で使用する水量が排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、排除した汚水の量及び当該水量の算出根拠をその使用月の末日から起算して 7 日以内に<u>管理者</u>に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において<u>管理者</u>は、前条の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案してその排除した汚水の量を認定する。</p> <p>(計量装置)</p> <p>第 15 条 <u>管理者</u>は、第 13 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項ただし書及び前条第 2 項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置をき損し、又は滅失したときは、<u>管理者</u>の定める損害額によりこれを賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第 17 条 使用料の徴収方法は、さくら市水道事業給水条例(平成 17 年さくら市条例第 167 号)に規定する水道料金の徴収の例による。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(概算使用料の前納)</p> <p>第 18 条 農業集落排水処理施設を臨時に使用する者は、その都度<u>管理者</u>が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が前納させる必要</p>	<p>と。</p> <p>2 前項第 1 号の場合において、2 以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(汚水量等の申告)</p> <p>第 14 条 製氷業その他の営業で使用する水量が排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、排除した汚水の量及び当該水量の算出根拠をその使用月の末日から起算して 7 日以内に<u>市長</u>に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において<u>市長</u>は、前条の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案してその排除した汚水の量を認定する。</p> <p>(計量装置)</p> <p>第 15 条 <u>市長</u>は、第 13 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項ただし書及び前条第 2 項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置をき損し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の定める損害額によりこれを賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第 17 条 使用料の徴収方法は、さくら市水道事業給水条例(平成 17 年さくら市条例第 167 号)に規定する水道料金の徴収の例による。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(概算使用料の前納)</p> <p>第 18 条 農業集落排水処理施設を臨時に使用する者は、その都度<u>市長</u>が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が前納させる必要</p>

改 正 案	現 行
<p>がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から農業集落排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき又は<u>管理者</u>が必要と認めるときに行うものとする。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第 19 条 <u>管理者</u>は、使用料を算出する必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 20 条 <u>管理者</u>は、次の各号の区分により当該各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第 21 条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から農業集落排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき又は<u>市長</u>が必要と認めるときに行うものとする。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第 19 条 <u>市長</u>は、使用料を算出する必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 20 条 <u>市</u>は、次の各号の区分により当該各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第 21 条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で<u>定</u>める。</p>

改 正 案	現 行
<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第 5 条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>は、前条の規定に基づき受益者ごとに分担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第 6 条 <u>管理者</u>は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第 7 条 <u>管理者</u>は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他<u>管理者</u>が分担金を減免する必要があると認める施設に係る受益者</p> <p>(受益者の変更の届出)</p> <p>第 8 条 第 5 条第 3 項の規定により分担金を徴収する場合において、同条第 1 項の規定により分担金の額を定めた後に受益者の変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該分担金のうち当該届出の日までに納期の到来しているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第 9 条 <u>管理者</u>は、第 5 条第 2 項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、さくら市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 68 号）に定める延滞金を</p>	<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第 5 条 <u>市長</u>は、前条の規定に基づき受益者ごとに分担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第 6 条 <u>市長</u>は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるときは、当該分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第 7 条 <u>市長</u>は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が分担金を減免する必要があると認める施設に係る受益者</p> <p>(受益者の変更の届出)</p> <p>第 8 条 第 5 条第 3 項の規定により分担金を徴収する場合において、同条第 1 項の規定により分担金の額を定めた後に受益者の変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該分担金のうち当該届出の日までに納期の到来しているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第 9 条 <u>市長</u>は、第 5 条第 2 項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、さくら市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 68 号）に定める延滞金を</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市農業集落排水事業分担金条例（平成 17 年さくら市条例第 137 号）（第 5 条関係） (2/2)

改 正 案	現 行
<p>徴収する。 (委任) 第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u> <u>が</u>定める。</p>	<p>徴収する。 (委任) 第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で <u>定</u>める。</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定工事店 排水設備工事の施工ができるものとして、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が指定した下水道排水設備指定工事業者をいう。</p> <p>(6) 責任技術者 排水設備等の工事に関し技能を有する者として、<u>管理者</u>が認めた者をいう。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>企業管理規程</u>で定めるところによる。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第3条の3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>企業管理規程</u>で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手<small>とろう</small>の設置その他の<u>企業管理規程</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第3条の4 略</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠<small>きよ</small>の断面積は、<u>企業管理規程</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定工事店 排水設備工事の施工ができるものとして、<u>市長</u> _____が指定した下水道排水設備指定工事業者をいう。</p> <p>(6) 責任技術者 排水設備等の工事に関し技能を有する者として、<u>市長</u>が認めた者をいう。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u>_____で定めるところによる。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第3条の3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>_____で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手<small>とろう</small>の設置その他の<u>規則</u>_____で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第3条の4 略</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠<small>きよ</small>の断面積は、<u>規則</u>_____で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

改 正 案	現 行												
<p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>企業管理規程</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>企業管理規程</u>の定めるところによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p>	略	略	略	略	略	略	<p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>の定めるところによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p>	略	略	略	略	略	略
略	略	略											
略	略	略											
略	略	略											
略	略	略											

改 正 案	現 行
<p>第6条 排水設備又は排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p>	<p>第6条 排水設備又は排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>管理者</u>は、前2項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を指示することができる。</p>	<p>3 <u>市長</u>は、前2項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を指示することができる。</p>
<p>第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定 (指定工事店の指定)</p>	<p>第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定 (指定工事店の指定)</p>
<p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、<u>管理者</u>が指定した指定工事店でなければ施工することができない。</p>	<p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、<u>市長</u>が指定した指定工事店でなければ施工することができない。</p>
<p>2 前項の指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、<u>管理者</u>は、これを指定工事店として指定するものとする。</p>	<p>2 前項の指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、<u>市長</u>は、これを指定工事店として指定するものとする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 略 (指定の申請)</p>	<p>3 略 (指定の申請)</p>
<p>第8条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより<u>管理者</u>に申請しなければならない。 (指定工事店証)</p>	<p>第8条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>市長</u>に申請しなければならない。 (指定工事店証)</p>
<p>第9条 <u>管理者</u>は、指定工事店として指定を行った工事業者に対し、指定工事店証を交付する。</p>	<p>第9条 <u>市長</u>は、指定工事店として指定を行った工事業者に対し、指定工事店証を交付する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに<u>企業管理規程</u>で定めるところにより<u>管理者</u>に申請して再交付を受けなければならない。</p>	<p>3 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに<u>規則</u>で定めるところにより<u>市長</u>に申請して再交付を受けなければならない。</p>
<p>4 指定工事店は、第14条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく<u>管理者</u>に指定工事店証を返納しなければならない。また、第14条第2項により</p>	<p>4 指定工事店は、第14条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく<u>市長</u>に指定工事店証を返納しなければならない。また、第14条第2項により</p>

改 正 案	現 行
<p>指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。 (指定工事店の責務及び遵守事項)</p>	<p>指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。 (指定工事店の責務及び遵守事項)</p>
<p>第10条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例<u>その他管理者</u>が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。</p>	<p>第10条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、<u>規則</u>その他市長が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 工事は、第6条第1項に規定する排水設備工事の計画に係る<u>管理者</u>の確認を受けたもの以外は着手しないこと。</p>	<p>(5) 工事は、第6条第1項に規定する排水設備工事の計画に係る<u>市長</u>の確認を受けたもの以外は着手しないこと。</p>
<p>(6)・(7) 略</p>	<p>(6)・(7) 略</p>
<p>(8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して<u>管理者</u>から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。</p>	<p>(8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して<u>市長</u>から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。</p>
<p>(9) 略</p>	<p>(9) 略</p>
<p>(指定の有効期間)</p>	<p>(指定の有効期間)</p>
<p>第11条 指定の有効期間は、指定工事店の指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、<u>管理者</u>は、これを短縮することができる。</p>	<p>第11条 指定の有効期間は、指定工事店の指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、<u>市長</u>は、これを短縮することができる。</p>
<p>(指定の更新)</p>	<p>(指定の更新)</p>
<p>第12条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、<u>管理者</u>の指定する日までに申請しなければならない。</p>	<p>第12条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>の指定する日までに申請しなければならない。</p>
<p>(指定の辞退及び異動の届出義務)</p>	<p>(指定の辞退及び異動の届出義務)</p>
<p>第13条 指定工事店は、第7条第2項の指定要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに<u>企業管理規程</u>で定めるところにより<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第13条 指定工事店は、第7条第2項の指定要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに<u>規則</u>で定めるところにより<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに<u>企業管理規程</u>で定めるところにより<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに<u>規則</u>で定めるところにより<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>(指定の取消し又は一時停止)</p>	<p>(指定の取消し又は一時停止)</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市下水道条例(平成17年さくら市条例第161号)(第6条関係)

(5/10)

改 正 案	現 行
<p>第14条 <u>管理者</u>は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) <u>条例、企業管理規程等</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、<u>管理者</u>が指定工事店として不適当と認めたとき。</p> <p>(業務の報告及び調査)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、必要があると認めるときは、指定工事店の業務に関し報告を求め、又は工事の状況等の調査をすることができる。</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 責任技術者として<u>管理者</u>が認める者は、公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「センター」という。)が実施する試験に合格し、責任技術者名簿に登録した者とする。ただし、<u>法第45条</u>の規定に違反して懲役又は罰金の処分を受けた者及び第48条の規定に違反して過料の処分を受けた者で処分の日から2年を経過していない者については、認めないことができる。</p> <p>(責任技術者の責務)</p> <p>第17条 責任技術者は、下水道に関する法令、<u>条例その他管理者</u>が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。</p> <p>(業務の禁止又は停止)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) <u>条例、企業管理規程等</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、<u>管理者</u>が責任技術者として不適当と認めたとき。</p> <p>(公示)</p> <p>第19条 <u>管理者</u>は、指定工事店及び責任技術者に関し</p>	<p>第14条 <u>市長</u>は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) <u>条例又はこの規則等</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、<u>市長</u>が指定工事店として不適当と認めたとき。</p> <p>(業務の報告及び調査)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、指定工事店の業務に関し報告を求め、又は工事の状況等の調査をすることができる。</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 責任技術者として<u>市長</u>が認める者は、公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「センター」という。)が実施する試験に合格し、責任技術者名簿に登録した者とする。ただし、<u>法第44条</u>の規定に違反して懲役又は罰金の処分を受けた者及び第48条の規定に違反して過料の処分を受けた者で処分の日から2年を経過していない者については、認めないことができる。</p> <p>(責任技術者の責務)</p> <p>第17条 責任技術者は、下水道に関する法令、<u>条例、規則その他市長</u>が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。</p> <p>(業務の禁止又は停止)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) <u>条例及び規則等</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、<u>市長</u>が責任技術者として不適当と認めたとき。</p> <p>(公示)</p> <p>第19条 <u>市長</u>は、指定工事店及び責任技術者に関し</p>

改 正 案	現 行
<p>次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>管理者</u>が責任技術者と認めたとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、センターが試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。</p> <p>(事務連絡会)</p> <p>第20条 <u>管理者</u>は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第21条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の検査をした場合において、当該排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第22条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第26条 <u>管理者</u>は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(使用開始等の届出)</p>	<p>次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>市長</u>が責任技術者と認めたとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、センターが試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。</p> <p>(事務連絡会)</p> <p>第20条 <u>市長</u>は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第21条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の検査をした場合において、当該排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第22条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第26条 <u>市長</u>は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(使用開始等の届出)</p>

改 正 案	現 行
<p>第27条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開するときは、当該使用者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>第27条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開するときは、当該使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 略 (その他の届出)</p>	<p>2 略 (その他の届出)</p>
<p>第28条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第28条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略 第4章の2 終末処理場の維持管理</p>	<p>(1)・(2) 略 第4章の2 終末処理場の維持管理</p>
<p>第28条の2 略</p>	<p>第28条の2 略</p>
<p>(1)～(5) 略 (6) 前号のほか、<u>汚泥処理施設</u>には、<u>汚泥</u>の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>企業管理規程</u>で定める措置を講ずること。</p>	<p>(1)～(5) 略 (6) 前号のほか、<u>汚泥処理施設</u>には、<u>汚泥</u>の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。</p>
<p>第5章 使用料及び手数料 (使用料)</p>	<p>第5章 使用料及び手数料 (使用料)</p>
<p>第29条 <u>管理者</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p>	<p>第29条 <u>市長</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p>
<p>2 略 (汚水量の認定)</p>	<p>2 略 (汚水量の認定)</p>
<p>第30条 略</p>	<p>第30条 略</p>
<p>(1) 略 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して<u>管理者</u>が認定すること。</p>	<p>(1) 略 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して<u>市長</u>が認定すること。</p>
<p>2 前項第1号の場合において、2以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおける、それぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様</p>	<p>2 前項第1号の場合において、2以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおける、それぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様</p>

改 正 案	現 行
<p>を勘案して<u>管理者</u>が認定する。 (汚水量等の申告)</p> <p>第31条 製氷業その他の営業で使用する水量が排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、排除した汚水の量及び当該水量の算出根拠をその使用月の末日から起算して7日以内に<u>管理者</u>に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において<u>管理者</u>は、前条の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案してその排除した汚水の量を認定する。 (計量装置)</p> <p>第32条 <u>管理者</u>は、第30条第1項第2号、同条第2項ただし書及び前条第2項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置をき損し、又は滅失したときは、<u>管理者</u>の定める損害額により、これを賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第34条 使用料の徴収方法は、さくら市水道事業給水条例(平成17年さくら市条例第167号)に規定する水道料金の徴収の例による。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、この限りでない。 (概算使用料の前納)</p> <p>第35条 公共下水道を臨時に使用する者は、その都度<u>管理者</u>が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき又は<u>管理者</u>が必要と認めるときに行うものとする。 (資料の提出)</p>	<p>を勘案して<u>市長</u>が認定する。 (汚水量等の申告)</p> <p>第31条 製氷業その他の営業で使用する水量が排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、排除した汚水の量及び当該水量の算出根拠をその使用月の末日から起算して7日以内に<u>市長</u>に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において<u>市長</u>は、前条の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案してその排除した汚水の量を認定する。 (計量装置)</p> <p>第32条 <u>市長</u>は、第30条第1項第2号、同条第2項ただし書及び前条第2項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置をき損し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の定める損害額により、これを賠償しなければならない。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第34条 使用料の徴収方法は、さくら市水道事業給水条例(平成17年さくら市条例第167号)に規定する水道料金の徴収の例による。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、この限りでない。 (概算使用料の前納)</p> <p>第35条 公共下水道を臨時に使用する者は、その都度<u>市長</u>が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき又は<u>市長</u>が必要と認めるときに行うものとする。 (資料の提出)</p>

改 正 案	現 行
<p>第36条 <u>管理者</u>は、使用料を算出する必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第36条 <u>市長</u>は、使用料を算出する必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p>
<p>第38条 第7条に基づいて、<u>企業管理規程</u>で定める指定工事店の指定を受けようとする者は、次の区分により当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p>	<p>第38条 第7条に基づいて、<u>規則</u>で定める指定工事店の指定を受けようとする者は、次の区分により当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略 2 略</p>	<p>(1)・(2) 略 2 略</p>
<p>第6章 行為及び占用の許可 (行為の許可)</p>	<p>第6章 行為及び占用の許可 (行為の許可)</p>
<p>第39条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、次に掲げる図面を添付して<u>管理者</u>に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第39条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、次に掲げる図面を添付して<u>市長</u>に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(1)・(2) 略  (占用の許可)</p>	<p>(1)・(2) 略  (占用の許可)</p>
<p>第41条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「<u>占有物件</u>」という。)を設け、<u>継続して</u>占有をしようとする者は、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより、第39条各号に規定する図面を添付して<u>管理者</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第41条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「<u>占有物件</u>」という。)を設け、<u>継続して</u>占有をしようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、第39条各号に規定する図面を添付して<u>市長</u>に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 <u>占有物件の設置</u>について、<u>企業管理規程</u>で定めるところにより第39条の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可があったものとみなす。</p>	<p>2 <u>占有物件の設置</u>について、<u>規則</u>で定めるところにより第39条の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可があったものとみなす。</p>
<p>(原状回復)</p>	<p>(原状回復)</p>
<p>第43条 第41条の規定による占有の許可を受けた者は、その期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が原状に回復することが不相当であると認め たときは、この限りでない。</p>	<p>第43条 第41条の規定による占有の許可を受けた者は、その期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>が原状に回復することが不相当であると認め たときは、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>管理者</u>は、第41条の規定による占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(代理人及び総代理人)</p> <p>第45条 排水設備等の所有者が、市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、<u>企業管理規程</u>に定めるところにより<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代理人を定め、<u>企業管理規程</u>に定めるところにより<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第46条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例で定める使用料、手数料及び占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第47条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、第41条の規定による占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(代理人及び総代理人)</p> <p>第45条 排水設備等の所有者が、市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、<u>規則</u>に定めるところにより<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代理人を定め、<u>規則</u>に定めるところにより<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第46条 <u>市長</u>は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例で定める使用料、手数料及び占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第47条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年さくら市条例第163号)(第7条関係)(1/2)

改 正 案	現 行
(受益者)	(受益者)
第2条 略	第2条 略
2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「 <u>管理者</u> 」という。)は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。	2 <u>市長</u> _____は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。
(排水区域の公告)	(排水区域の公告)
第3条 <u>管理者</u> は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	第3条 <u>市長</u> は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
(負担区の決定等)	(負担区の決定等)
第4条 <u>管理者</u> は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。	第4条 <u>市長</u> は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。
2 <u>管理者</u> は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。	2 <u>市長</u> は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。
(賦課対象区域の決定等)	(賦課対象区域の決定等)
第6条 <u>管理者</u> は、毎年度当初に当該年度内に負担金を賦課しようとする区域(以下「 <u>賦課対象区域</u> 」という。)を定め、これを公告しなければならない。	第6条 <u>市長</u> は、毎年度当初に当該年度内に負担金を賦課しようとする区域(以下「 <u>賦課対象区域</u> 」という。)を定め、これを公告しなければならない。
(負担金の賦課及び徴収)	(負担金の賦課及び徴収)
第7条 <u>管理者</u> は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。	第7条 <u>市長</u> は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。
2 略	2 略
3 <u>管理者</u> は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。	3 <u>市長</u> は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。
4 略	4 略
(負担金の徴収猶予)	(負担金の徴収猶予)
第8条 <u>管理者</u> は、次の各号のいずれかに該当する場	第8条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当する場

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 163 号) (第 7 条関係) (2/2)

改 正 案	現 行
<p>合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (負担金の減免)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(6) 略 (受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第 10 条 第 6 条の公告の日以後に受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者がその旨を<u>管理者</u>に届け出て新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第 7 条第 1 項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納期の到来している負担金については、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第 11 条 <u>管理者</u>は、納付期日までに負担金を納付しない者がいるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとし、年当たりの割合の基礎となる日数は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。</p> <p>2・3 略 (委任)</p> <p>第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (負担金の減免)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(6) 略 (受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第 10 条 第 6 条の公告の日以後に受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者がその旨を<u>市長</u>に届け出て新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第 7 条第 1 項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納期の到来している負担金については、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第 11 条 <u>市長</u>は、納付期日までに負担金を納付しない者がいるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとし、年当たりの割合の基礎となる日数は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。</p> <p>2・3 略 (委任)</p> <p>第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市下水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)(第8条関係) (1/3)

改 正 案	現 行
<p><u>さくら市下水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他浄水を市民に供給するため<u>下水道事業を、下水を処理し、又は排除するため下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)</u>を設置する。</p> <p>(法の適用)</p> <p>第2条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第2条第3項及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)</u>第1条第2項の規定に基づき、<u>下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 <u>水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、<u>公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p>2 <u>水道事業の経営の規模(給水区域、給水人口及び1日最大給水量をいう。)</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>3 <u>下水道事業の処理区域は、公共下水道事業にあつては氏家処理区及び喜連川処理区、農業集落排水事業にあつては上野地区とする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 <u>法第7条ただし書及び政令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業の管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2 <u>法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>の権限に属する事務を処理させるため<u>上下水道事務所を置く。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 <u>法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得</u></p>	<p><u>さくら市下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他浄水を市民に供給するため、<u>下水道事業</u></p> <p><u>を</u>設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 <u>水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p>2 <u>給水区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>給水人口は、4万5,600人とする。</u></p> <p>4 <u>1日最大給水量は、1万9,700立方メートルとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第7条ただし書及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2 <u>法第14条の規定に基づき、水道事業管理者</u>の権限を行う市長(以下「管理者」という。)<u>の</u>権限に属する事務を処理させるため<u>上下水道事務所を置く。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 <u>法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業</u>の用に供する資産の取得</p>

改 正 案	現 行
<p>及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>
<p><u>第6条</u> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)</p>	<p><u>第5条</u> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)</p>
<p><u>第7条</u> <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p>	<p><u>第6条</u> <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p>
<p><u>第8条</u> 管理者は、<u>上下水道事業</u>に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>第7条</u> 管理者は、<u>水道事業</u>に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の方針を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p>	<p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の方針を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市下水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)(第8条関係) (3/3)

改 正 案				現 行
別表(第3条関係)				別表(第2条関係)
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	
上水道	<u>上阿久津の一部、氏家、草川、</u> <u>大中、向河原、富野岡、氏家</u> <u>新田、櫻野、馬場、押上、長</u> <u>久保、蒲須坂、松島、箱森新</u> <u>田、松山新田、狭間田、松山、</u> <u>上野、柿木澤、柿木澤新田、</u> <u>鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北</u> <u>草川二丁目、卯の里一丁目、</u> <u>卯の里二丁目、卯の里三丁</u> <u>目、卯の里四丁目、卯の里五</u> <u>丁目、葛城の一部、喜連川の</u> <u>一部、鷺宿の一部、小入の一</u> <u>部、早乙女の一部、上河戸の</u> <u>一部、下河戸の一部、南和田</u> <u>の一部、金枝の一部、鹿子畑</u> <u>の一部、穂積の一部及び宇都</u> <u>宮市芦沼町の一部</u>	4 万 5,600 人	1 万 9,700 立 法 メ ー ト ル	<u>上阿久津の一部、氏家、草川、大中、向河原、富野</u> <u>岡、氏家新田、櫻野、馬場、押上、長久保、蒲須坂、</u> <u>松島、箱森新田、松山新田、狭間田、松山、上野、</u> <u>柿木澤、柿木澤新田、鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北</u> <u>草川二丁目、卯の里一丁目、卯の里二丁目、卯の里</u> <u>三丁目、卯の里四丁目、卯の里五丁目、葛城の一部、</u> <u>喜連川の一部、鷺宿の一部、小入の一部、早乙女の</u> <u>一部、上河戸の一部、下河戸の一部、南和田の一部、</u> <u>金枝の一部、鹿子畑の一部、穂積の一部及び宇都宮</u> <u>市芦沼町の一部</u>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第166号)(第9条関係)(1/3)

改 正 案	現 行
<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。</p> <p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p>第15条の2 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下単に「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者)で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき水道事業_____管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子_____を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)<u>又は介護休暇(当該職員が配偶者_____、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者)で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生</u></p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第166号)(第9条関係)(2/3)

改 正 案	現 行
<p>活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため、勤務しない_____ことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)_____の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>(再任用職員についての適用除外)</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p>
<p>第21条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員</u>の育児休業等に関する法律第18条第1項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>第21条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は<u>第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員</u>の育児休業等に関する法律第18条第1項_____の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p>(特定任期付職員についての適用除外等)</p>	
<p>第22条 第4条から第6条まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第15条の規定は、<u>特定任期付職員</u>には適用しない。</p>	
<p>2 第13条第2項に定めるもののほか、<u>管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等において勤務する場合に支給する。</u></p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者</p>	<p>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者</p>

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文  
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第166号)(第9条関係)(3/3)

改 正 案	現 行
が別に定める。	が別に定める。

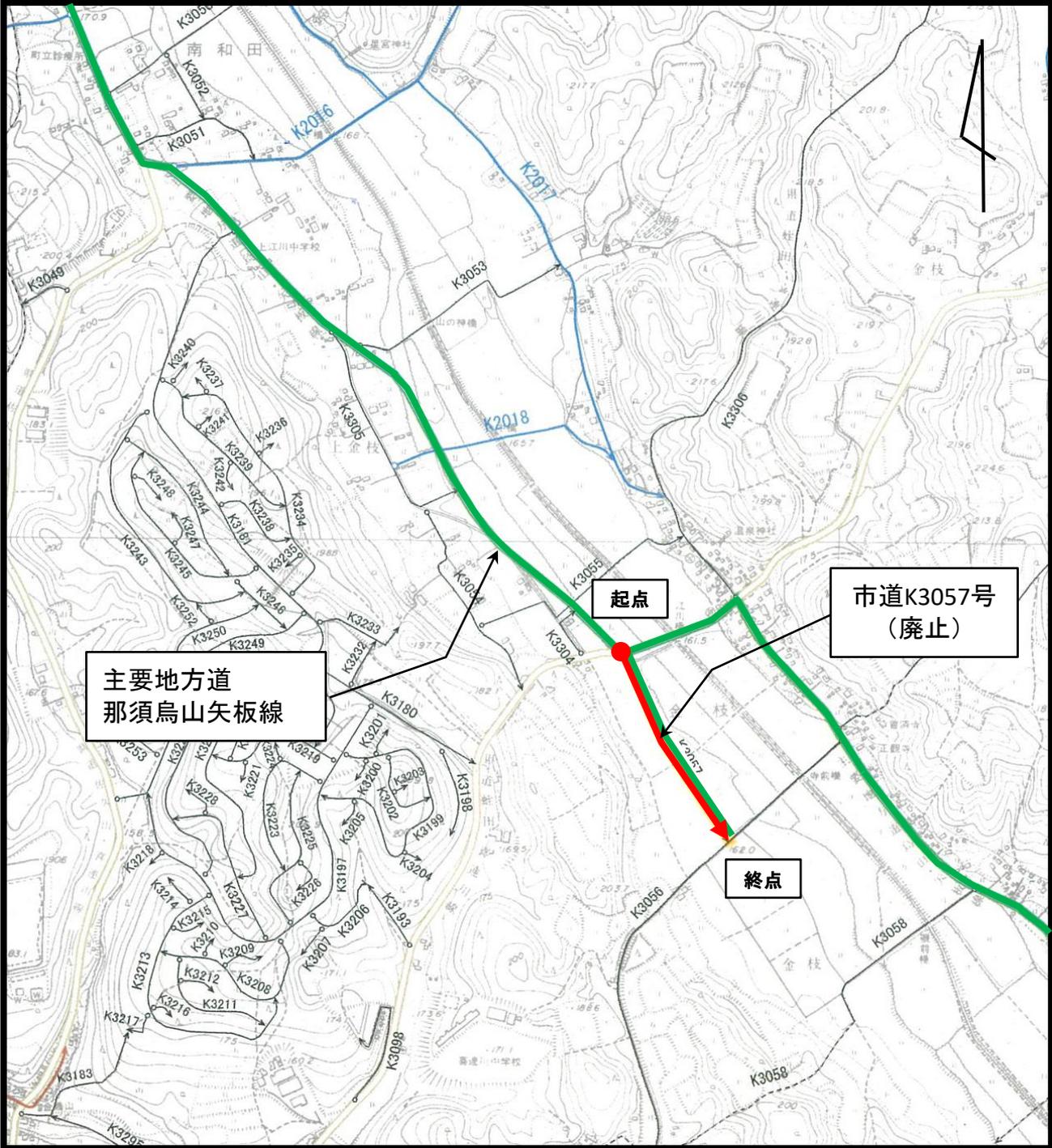
平成 30 年 9 月

さくら市市道認定廃止調書

さくら市



# 路線廃止図



市道K3057号  
(廃止)

起点

終点

主要地方道  
那須烏山矢板線

凡	例
	廃止路線
	主要地方道那須烏山矢板線